

- (イ) 各地域ヲ一體トスル通信聯合ノ結成
- (ロ) 電波統制ニ依ル無線通信安定ノ確保
- (ハ) 適切ナル通信料金政策ノ樹立

秘

濟

一二

閣甲第四六號

起案	昭和十六年二月十四日
閣議決定	昭和十六年二月十四日
施行	昭和十六年二月十四日
施行	昭和十六年二月十四日

內閣總理大臣



內閣書記官長

內閣書記官



外務大臣 陸軍大臣	內務大臣 海軍大臣	大藏大臣 司法大臣
文部大臣 遞信大臣	農林大臣 鐵道大臣	商工大臣 拓務大臣
厚生大臣	農林大臣	

別紙企畫院總裁上申  
第五次特別輸入ニ關スル件

右閣議ニ供ス

通牒案

昭和十六年二月十四日

内閣書記官長

企畫院總裁宛

依命通牒

昭和十六年二月十三日上申(企畫院上申)

第五次特別輸入ニ關スル件上申ノ通第四三號

閣議決定相成候

(二)

昭和十六年二月十四日

内閣書記官長

商工大臣	海軍大臣	陸軍大臣	大藏大臣	外務大臣
------	------	------	------	------

宛(各通)



主任 筈 四部 眞山 調査官

企畫院上申第四三號

昭和十六年二月十三日

企畫院總裁 星野直樹



内閣總理大臣 公爵 近衛文麿 殿

第五次特別輸入ニ關スル件

第五次特別輸入ニ關シ別紙ノ通り閣議決定相成様致度此段及上申候

内閣

# 極秘

## 第五次特別輸入ニ關スル件

一六六一三  
企業書院

左記諸情勢ニ鑑ミ別表ニ依リ外貨資金 C I F 一〇、〇〇〇千圓ノ範圍ニ於テ燐礦石ノ特別輸入ヲ行フモノトス

(一) 南洋ニ於ケル第三國燐礦石生産四島嶼中生産量ノ過半ヲ占メ且其ノ大半ヲ英國及同屬領ニ供給シアリシ英領ナウル島ニ對スル獨艦砲撃事件ノ結果同島ノ生産機能停止シ英國及同屬領ハ同島期待額ヲ他ノ三島嶼（本邦輸入量ノ大半ヲ占ムルモノ）ニ轉換シ本邦向輸出ヲ不許可トセル爲南洋方面ヨリノ取得不可能トナリシコト、

(二) 右ノ結果燐礦石ノ取得ハ北米フロリダノミトナレルコト  
加之對日經濟壓迫ノ現状ニ鑑ミ同地ヨリノ取得ハ可及的速カナルヲ要スルコト

(三) 春肥最盛期タル十五肥料年度後半期ニ當面シ肥料ノ需給上燐礦石ノ速カナル輸入ヲ必要トスルコト

(四) 燐礦石ハ十六年度物資動員計畫上其ノ上半期ニ於テ當然第三國ヨリ之ガ輸入ヲ必要トスルモノナルコト

二 本輸入ノ實施ニ當リテハ關係官廳間ニ於テ緊密ナル連絡ヲ保持スルモノトス

三 本輸入ノ實施ニ關聯シ十六年度第一、四半期以降ノ燐礦石輸入數額ニ關シテハ十六年度物資動員計畫設定ニ當リ本特別輸入ニ依ル數額ヲ加味スルモノトス



表

燐礦石輸入計畫

計	三月	二月	
一三三	七三	六〇千吨	數量
		フロリダ	買付先
		七五圓	C I F 價
九九七五	五四七五	四五〇〇千圓	金額
		ト増加ニ努ムルコ	邦配船
		少クトモ一月一萬噸	外船
		手配ノモトノ約定シ	外船
		萬噸ノ外更ニ手配シ	外船
		之ガ獲得ニ努ムルコト	外船

参考

一、十四年七月一十五年六月ノ期間ニ於ケルナウル、マカテヤ、クリスマス、オーシヤン、フロリダノ燐礦石實績 (單位千瓩)

日 本	濠 洲	新 西 蘭	英 本 國	歐 洲 方 面	ア 州	米 國	其 他	計
二五	四四五	二七一	二七	1	1	1	1	七六八
一八〇	1	1	1	1	1	1	1	一九〇
二〇〇	1	1	1	1	1	1	1	八八三
八五	1	1	1	1	1	1	1	四五三
二五〇	1	1	1	1	1	1	1	二五五〇
ナウル (英)	マカテヤ (佛ドゴール)	クリスマス (英)	オーシヤン (英)	フロリダ (米推定)				

三、十五肥料年度後半期（十六年二月一七月）ニ於ケル燐礦石需給

（單位 千吨）

需 要		供 給	
過燐酸組合員分	四五〇	國 産	一七六
朝鮮	三七	輸入	二七
臺灣	四	廻船輸入	一六
工業用	七	マカテヤ	二五
計	四九八	クリスマス	六八
		フロリダ	一
		オーシヤン	
		買付地	
		フロリダ	四〇
		要追加	
		フロリダ	二一四
		計	四九八
		資金許可済	
		所要資金三〇〇千圓ハ	
		十五年度物動實施計	
		計費ニ計上シアリ	
		所要資金一六〇千圓ハ	
		十五年度物動實施計	
		計費ニ計上シアラズ	

閣中第五一號

案起  
昭和十六年二月五日

閣議  
決定  
昭和十六年二月五日  
施行

昭和十六年二月五日  
通牒

# 內閣總理大臣 齋藤

內閣書記官長

內閣書記官 相田

外務大臣

齋藤

陸軍大臣

齋藤

文部大臣 橋本

遞信大臣 坊

厚生大臣

齋藤

內務大臣

齋藤

海軍大臣

齋藤

農林大臣 齋藤

鐵道大臣 齋藤

星野

齋藤

大藏大臣



司法大臣

齋藤

商工大臣 齋藤

拓務大臣

齋藤

別紙企畫院總裁上申

日滿支經濟協議會設置ニ關スル件

右閣議ニ供ス

通牒案(一)

昭和十六年二月二十四日上申(在畫院上申(第四五號)日滿支經濟協議會設置ニ關スル件上申) 通閣議決定相成候

昭和十六年二月二十五日 在畫院總裁、通牒

昭和十六年三月三日

(三月二十五日附)

向內書記官長ヨリ對兩事  
務局總長ニ通牒

主任 第一部 秋永 調査官

企畫院上申第四五號

昭和十六年二月二十四日

企畫院總裁 星野直

樹



內閣總理大臣 公爵 近衛文麿 殿

日滿支經濟<sup>協議</sup>委員會設置ニ關スル件

日滿支經濟<sup>協議</sup>委員會設置ニ關シ別紙ノ通閣議決定相成様致度此段及上  
申候

內閣

極秘

日滿支經濟委員會設置ニ關スル件  
協議

茲ニ政府ハ基本國策要綱ニ於テ日滿支ヲ一環トシ大東亞ヲ包容スル皇國ノ自給自足經濟ノ確立ヲ國策トシテ定メ之ニ基キ日滿支經濟建設要綱ヲ決定シタルガ、之ガ具體化ヲ促進シ之ニ基ク日滿支綜合計畫ヲ行フ爲左記要領ニ依リ暫定的措置トシテ日滿支經濟委員會ヲ設置ス

要領

一、本委員會ハ日滿支經濟建設要綱ニ基キ日滿支綜合計畫ヲ審議ス

二、本委員會ハ之ヲ內閣ニ置キ日本ヲ中心トスル事實上ノ協議機關ト

ス

三、委員會長ハ企畫院總裁ヲ以テ之ニ充テ委員ハ企畫院次長、對滿事務

局次長、興亞院政務部長、關係各省次官及滿洲國關係官ヲ以テ之ニ充ツ

四 幹事ハ關係各廳高等官及滿洲國關係官ヲ以テ之ニ充ツ  
幹事會ニ部會ヲ設ク

部會ニハ必要ニ應ジ臨時ノ幹事ヲ置クコトヲ得

五 本委員會ニ事務局ヲ設ケ之ヲ企畫院ニ置ク

事務局ハ關係官廳（企畫院、對滿事務局、興亞院、陸海軍、滿洲國等）ヨリ派遣セル職員ヲ以テ之ヲ構成ス

六 本委員會ニ於テ決定シタル事項ハ順序ヲ經テ夫々歸屬スル責任アル關係當局ニ移シ各當局ニ於テ之ガ具現ヲ圖ル



備考

一、滿洲國關係官ハ日本側ニ協議ノ上滿洲國ニ於テ指命スル如ク

措置ス

協議

二、現地軍關係官等ハ委員會、幹事會及部會ニ出席シ意見ヲ開陳

スルコトヲ得

參考

審議會

事務局所管事項ノ主ナルモノ次ノ如シ

一 日滿支ヲ通ズル經濟開發計畫ノ設定ニ關スル事項

二 日滿支ヲ通ズル交通計畫ノ設定ニ關スル事項

三 日滿支ヲ通ズル毎年度物資、勞務、資金、貿易、交通等ノ計

畫設定方針ノ樹立ニ關スル事項

連絡調整

四 日滿支經濟聯繫上必要ナル緊急事項ノ處理ニ關スル事項

五 日滿支ニ於ケル經濟建設進捗狀況ノ報告通報ニ關スル事項



内閣閣甲第五一號

昭和十六年二月二十五日

内閣書記官長 富田 健治

企畫院總裁 星野直樹 殿

依 命 通 牒

昭和十六年二月二十四日上申（企畫院上申 第四五號）日滿支經濟協議會設置  
ニ關スル件上申ノ通閣議決定相成候

内閣



内閣閣甲第五一號

昭和十六年二月二十五日

内閣書記官長 富田健治

對滿事務局總裁 東條英機 殿

依 命 通 牒

日滿支經濟協議會設置ニ關シ別紙ノ通閣議決定相成候

内閣

一四



閣甲第五九號

案起

昭和十六年三月三日

閣議決定

昭和十六年三月四日施行

昭和十六年三月四日

內閣總理大臣



內閣書記官長

內閣書記官

外務大臣

送

陸軍大臣

為

文部大臣

送

遞信大臣

送

厚生大臣

送

內務大臣

送

海軍大臣

送

農林大臣

送

鐵道大臣

送

農林大臣

送

大藏大臣



司法大臣

送

商工大臣

送

拓務大臣

送

別紙企畫院總裁上申  
國家總動員業務委員會及生

右閣議ニ供ス  
産力擴充委員會廢止ノ件

通牒案

昭和十六年三月四日

内閣書記官長

企畫院總裁宛

依命通牒

昭和十六年三月三日上申  
(企畫院上申  
第五三號)

國家總動員業務委員會及生產  
力擴充委員會廢止ニ関スル件上  
申、通閣議決定相成候

内閣

官報掲載案

。官廳事項

。生産力擴充委員會廢止 曩ニ内閣  
ニ設置シタル生産力擴充委員會ハ昨四  
日之ヲ廢止セリ (昭和十六年三月五日官報)

(註)

國家總動員業務委員會ハ設置ノ際  
官報不登載ノモノナリ

内閣



主任 山越文書課長

企畫院上申第五三號

昭和十六年三月三日

企畫院總裁 星野直



內閣總理大臣 公爵 近衛文麿 殿

國家總動員業務委員會及生産力擴充委員會廢止ニ關スル件

國家總動員業務委員會及生産力擴充委員會ノ設置目的トスル所ハ  
特ニ委員會ノ措置ニ依ラザルモ達成シ得ラルベキヲ以テ昭和十五  
年八月九日閣議決定「各種委員會調査會等ノ整理ニ關スル件」ニ  
則リ此ノ際ハ之ヲ廢止セントス依テ別紙ノ通閣議決定相成様致度  
此段及上申候

甲五九

內閣

國家總動員業務委員會及生產力擴充委員會廢止ニ關スル件

昭和十三年九月二十三日閣議決定「國家總動員業務委員會規程」及昭和十四年三月十一日閣議決定「生產力擴充委員會規程」ハ之ヲ廢止ス

内閣

# 家 照

## 國家總動員業務委員會規程

(制定) 昭和二三、九、二三閣議決定  
(改正) 昭和一一、五、六、四閣議決定

第一條 國家總動員業務委員會（以下單ニ業務委員會ト稱ス）ハ內閣總理大臣ノ監督ニ屬シ各廳總動員業務ヲ調整統一シ其ノ適正圓滑ナル遂行ヲ圖ルヲ以テ目的トス

第二條 業務委員會ハ國家總動員上必要ナル事項毎ニ企畫院總裁之ヲ設置ス

第三條 業務委員會ハ委員長及委員ヲ以テ之ヲ組織ス

第四條 委員長ハ企畫院次長又ハ企畫院部長ヲ以テ之ニ充ツ

委員ハ企畫院及關係各廳高等官ノ中ヨリ企畫院總裁之ヲ指命又ハ委囑ス

第五條 業務委員會ニ幹事ヲ置ク幹事ハ企畫院及關係各廳高等官ノ中ヨリ企畫院總裁之ヲ指命又ハ委囑ス

業務委員會ニハ必要ニ應ジ幹事長ヲ置クコトヲ得幹事長ハ企畫院高等官ノ中ヨリ企畫院總裁之ヲ指命ス

第六條 本規程ニ定ムルモノノ外業務委員會ニ關シ必要ナル事項ハ企畫院總裁之ヲ定ム

生産力擴充委員會規程

昭和一四三一一  
閣議決定

第一條 生産力擴充委員會ハ内閣總理大臣ノ監督ニ屬シ生産力擴充計畫ノ適正ナル實施ヲ促進シ關係各廳事務ノ調整統一ヲ圖ル爲生産力擴充計畫實施ニ關スル重要事項ヲ調査審議ス

第二條 生産力擴充委員會ハ會長一人及委員若干人ヲ以テ之ヲ組織ス

第三條 會長ハ企畫院總裁ヲ以テ之ニ充ツ

委員ハ企畫院及關係各廳高等官ノ中ヨリ内閣ニ於テ之ヲ命ジ又ハ囑託ス

第四條 會長ハ會務ヲ總理ス

會長事故アルトキハ内閣總理大臣ノ指名スル委員其ノ職務ヲ代理ス

第五條 會長ハ必要ニ依リ委員會ニ分科會ヲ置キ其ノ所掌事項ヲ分掌セシムルコトヲ得

分科會ニ委員長ヲ置ク會長又ハ會長ノ指名スル委員之ニ當ル

分科會ニ屬スベキ委員ハ會長之ヲ指名ス  
委員會ハ其ノ定ムル所ニ依リ分科會ノ決議ヲ以テ委員會ノ決議ト爲  
スコトヲ得

第六條 委員會ニ幹事長及幹事ヲ置ク

幹事長ハ企畫院高等官ノ中ヨリ内閣ニ於テ之ヲ命ズ會長ノ指揮ヲ承  
ケ庶務ヲ掌理ス

幹事ハ企畫院及關係各廳高等官ノ中ヨリ内閣ニ於テ之ヲ命ジ又ハ囑  
託ス上司ノ指揮ヲ承ケ庶務ヲ整理ス

第七條 委員會ニ關スル事務ハ企畫院ニ於テ之ヲ處理ス

第八條 本規程ニ定ムルモノノ外委員會ニ關シ必要ナル事項ハ會長之  
ヲ定ム

# 参照

各種委員會、調査會等ノ整理ニ關スル件

(一五八九)  
閣議決定

各種委員會、調査會等各廳ニ設置セラレアル調査審議機關(法律若ハ勅令ニ依ルモノト閣議決定ニ依ルモノト省限リノモノ等トヲ區別セズ)ハ左記ニ依リ此ノ際之ガ整理更新ヲ斷行スルコト

## 記

一、左記各號ニ該當スル委員會等ハ迷ニ之ヲ廢止スルコト

(1) 審議調査ノ職務終了シ存置ノ要ナキモノ

(2) 調査審議ノ内容他ノ委員會、調査會等ト類似シ又ハ重複セル嫌アルモノ

(3) 委員會等ノ設置當時ノ意義ヲ喪失シ又ハ其ノ存續ノ意義乏シキニ至リタルモノ

(4) 委員會等ノ開會セザルコト長期ニ亘ルモノ又八年一、二回開會スルモ形式的審議ヲナスニ止マルモノ

(5) 關係各廳ノ關係官ヲ以テ組織セラルル委員會等ニシテ審議ノ内容ハ寧ろ關係各廳ノ協議等ヲ以テ足レリト認メラルモノ

ニ 前項ニ該當セザル委員會等ト雖今日ノ事態ニ即應シ概ネ左記各號

ニ付考慮ノ上徹底的再檢討ヲ加ヘ之ガ整理更新ヲ斷行スルコト

(1) 行政事務處理ノ敏活迅速ヲ期スルコト

(2) 民意暢達方法ノ形式化ヲ避ケ實效アル新方法ヲ工夫スルコト

(3) 民間者ノ智識經驗ノ利用方法ニ付一層能率的ナル方途ヲ講ズル

コト

(4) 關係各廳間ノ連絡ニ付一層簡易且融通性アル方法ヲ採ルコト



三、 前二項ニ依リ各廳ハ所管ノ委員會等ノ整理更新案ヲ作成シ理由ヲ  
附シテ八月末日迄ニ内閣ニ提出スルコト

極秘

閣甲第五二號

起案 昭和十六年二月十七日

閣議決定 昭和十六年二月十八日施行

昭和 年 月 日

內閣總理大臣



內閣書記官長



內閣書記官



外務大臣



陸軍大臣



文部大臣



遞信大臣



厚生大臣



內務大臣



海軍大臣



農林大臣



鐵道大臣



國務大臣



大藏大臣



司法大臣



商工大臣



拓務大臣



別紙企畫院總裁上申  
第六次特別輸入ニ関スル件

右閣議ニ供ス

通牒案

昭和十六年二月三日

内閣書記官長

企畫院總裁宛

依命通牒

昭和十六年二月二十七日上申(企畫院上申)

第六次特別輸入ニ関スル件上申ノ通

閣議決定相成候

昭和五年二月三日 (二)

内閣書記官長

外務大臣  
大藏大臣  
陸軍大臣  
海軍大臣  
農林大臣

宛(各通)

商工大臣  
—  
逋信大臣

第六次特別輸入之關之別紙、通閣  
議決定相成候條、依命此段及通牒  
候

主任 第四部 眞山 調査官

企畫院上申第四八號

昭和十六年二月二十七日

企畫院總裁 星野直



内閣總理大臣 公爵 近衛文麿 殿

第六次特別輸入ニ關スル件

第六次特別輸入ニ關シ別紙ノ通閣議決定相成様致度此段及上申候

内閣

# 極秘

## 第六次特別輸入ニ關スル件

- 一、最近ニ於ケル英、米兩國ノ對日關係頓ニ惡化シ之ニ伴ヒ重要物資ノ取得甚シク困難トナリシハ勿論日ナラズシテ取得不可能トナルベキ惧レアル現下ノ諸情勢ニ鑑ミ資金一六〇〇〇千圓CIFヲ以テ別表ニ依リ第六次特別輸入ヲ行フモノトス
- 二、右特別輸入ハ概ネ昭和十六年六月末迄ニ之ヲ完了スル如ク可成的速ニ買付ヲ行フコトトシ其ノ品目、數量特ニ輸送等ニ付テハ關係各廳ニ於テ常時緊密ナル連絡ヲ保持スルモノトス
- 三、右特別輸入ニ依ル在庫保管ニ關シテハ從來ノ繰越在庫ト合セ確實ナル具体方策ヲ講ズルモノトス

別紙

第六次特別輸入計費

分科	品目	單位數	數量	金額 (千圓)	輸入先	備考
第一分科	モリブデン鑛	瓊	二〇〇	九四〇	チリ	
	ワナヂウム鑛	瓊	四〇〇	七〇〇	ペル アルゼンチン	
	コバールト (鑛石ヲ含ム)	瓊	二〇	七〇〇	アメリカ	
第二分科	電氣銅	瓊	一五〇〇〇	一五五〇〇	チリ	目下米國ノ大量買付實施中ニシテ買占ノ虞アリ
	鉛	瓊	一五〇〇〇	七二〇〇	メキシコ	
	アンチモン鑛	瓊	一〇〇	二二〇	ボリビア	
	水銀	瓊	一〇〇	三〇〇〇	メキシコ	



分科	品目	單位	數量	金額 (千圓)	輸入先	備考	
第三分科 ノ一	石綿	瓊	3000	1520	アメリカ 南阿	目下米國ノ大量買 付實施中ニシテ買 占ノ虞アリ	
	螢石	石	6000	820	メキシコ		
	ビツチコークス	ス	25000	4400	アメリカ		
	雲母	母	135	2000	ブラジル アルゼンチン		
	工業用ダイヤモンド	用	千圓	2000	ブラジル		
	水晶	晶	千圓	2000	ブラジル		
	電氣用カーボシ	シ	千圓	500	アメリカ		
	アクワダツク	ツク	瓊	32	アメリカ		
	紡績用棉花	花	擔	16000	1750	ペル	
	製紙用バルブ	ブ	英屯	2000	720	アメリカ	飛行機、自動車ノ タイヤ用ニシテ在庫拂 底シアリ 包装用クランプバルブ



分科	品目	單位	數量	金額 (千圓)	輸入先	備考
第四分科	石油タンク	基	四〇	六七〇〇	アメリカ	機油以外ハ數量ノ 半額ヲ以テ計 算シテ邦船ノ利 用アリヨリ於 狀況如何ニ於 金額ノ範圍内 金額ノ變更アル 数量トス
	第一種原油	軒	一六五〇〇〇	一四〇〇〇	アメリカ	
	第二種原油	軒	八八〇〇〇	八〇〇〇	アメリカ	
	航空原料揮發油	軒	一〇〇〇〇〇	一三〇〇〇	アメリカ	
	重油	軒	一三七〇〇〇	一三三〇〇	アメリカ	
	機油	軒	一五〇〇〇	六〇〇〇	アメリカ	
	航空潤滑油	軒	三〇〇〇〇	一〇〇〇〇	アメリカ	
	航空潤滑油	軒	三〇〇〇〇	一〇〇〇〇	アメリカ	
第五分科	硼砂原鑛	噸	三〇〇〇	六三〇	アメリカ	國産ナキ、セカン ダリ 航空機塗料用特種溶劑
	アルコチール	軒	三〇〇	三〇〇	アメリカ	

カ ラ ツ ク ン	ブ ラ ツ ク ン	亞 麻 仁	ヒ マ シ	硫 酸 ニ コ チ ン	セ ラ ツ ク	松 脂	コ ー ル タ ー ル	分 溜 物	グ リ セ リ ン	酸 化 コ バ ル ト	ブ ロ バ ン	ア ス フ ア ル ト	寫 真 用 ゼ ラ チ ン
、	、	、	、	、	、	、	千 圓	千 圓	瓊	千 圓	千 圓	瓊	千 圓

六〇〇	六八〇	二二〇〇	三六〇	一六〇	九六〇	三〇〇〇	一五〇	一〇〇〇	七二〇	四〇〇	五〇〇	五四〇	四〇〇
ア メ リ カ	ア ル ゼ ン チ ン	ブ ラ ジ ル	ア メ リ カ	英 印	北 中 米	ア メ リ カ	ア メ リ カ	ア メ リ カ	ア メ リ カ	ア メ リ カ	ア メ リ カ	ア メ リ カ	ア メ リ カ

特殊絶縁材料用

現在設備ノ運轉維持用  
ニシテ至急入手ヲ必要ト  
ス

特殊寫真用

分科	品目	單位	數量	(金額) (千圓)	輸入先	備考
第五分科	加	里	3000	八九〇	アメリカ	<p>茂山鑛山ニ於テ鑛ニ際シ          絕對必須トスル消耗品ナリ          分年分ノ數量ニシテ其ノ間充          分ナル國産化ヲ圖ルヲ要スル          モノトス</p> <p>目下國産品ナク漸ク一部ニ於          テ小規模ノ試作ニ着手スベク          準備中ニテソノ成否ハ全ク疑          問ナリ國産品ノ實現意ハ是          非必要トス</p>
第六分科	軸	受		1000	アメリカ	
	工	具		500	アメリカ	
	ロッド	用		1200	アメリカ	
	ミル	下		1000	アメリカ	
	造	金		1000	アメリカ	
合計	内 (ドル拂) (ポンド拂)			160000 154324 5676		



閣甲第六四號

案起

昭和十六年三月

日

閣議決定

昭和十六年三月

月

日施行

昭和

年

月

日

內閣總理大臣 友

內閣書記官長

內閣書記官

外務大臣

陸軍大臣

文部大臣

遞信大臣

厚生大臣

內務大臣

海軍大臣

農林大臣

鐵道大臣

礦務大臣

大藏大臣

司法大臣

商工大臣

拓務大臣

別紙企畫院總裁上申  
對泰國經濟發展、爲、施策二

關スル件  
右閣議ニ供ス  
（一）

通牒案

昭和十六年三月七日

内閣書記官長

企畫院總裁宛

依命通牒

昭和十六年三月四日上申（企畫院上申）  
第四九號

對泰國經濟發展ノ爲ノ施策ニ關ス  
ル件別紙ノ通閣議決定相成候

(二)

昭和六年三月七日

内閣書記官長

外務大臣  
大藏大臣  
陸軍大臣  
海軍大臣

宛(各通)



農林大臣  
商工大臣  
逓信大臣  
拓務大臣

對泰國經濟發展、爲、施策三關之  
別紙、通閣議決定相成候條依命此段  
及通牒候

主任 第一部 上原調査官

企畫院上申第四九號

昭和十六年三月四日

企畫院總裁 星野直



內閣總理大臣 公傳 近衛 文磨 殿

對泰國經濟發展ノ爲ノ施策ニ關スル件

新情勢ニ即應スベキ對泰國經濟發展ニ關スル左記施策事項別紙ノ通  
閣議決定相成様致度

右本院官制第一條第一項第一號ニ依リ此段及上申候

記

一 對泰國經濟發展ノ爲ノ施策

閣甲六四

內閣



# 極秘

## 對泰國經濟發展ノ爲ノ施策（案）

世界新秩序ノ進展ニ伴フ經濟圈發生ノ必然性ヲ確認シ共存共榮ノ大局的立場ニ基キ速ニ泰國トノ經濟的緊密化ヲ圖リ以テ皇國ヲ中心トスル大東亞經濟圈ノ一環タル實ヲ舉ゲシムルコトヲ期シ、逐次左記要領ニ依リ施策スルモノトシ時ニ現下ノ國際情勢ニ於テハ皇國ノ對南方經濟發展ノ基礎ヲ確立スル爲泰國ニ對スル施策ヲ最モ緊急ナリト認メ特殊ナルモノヲ除キ之ヲ優先的ニ考慮スベキモノトス

一 泰國ノ經濟ヲシテ歐米依存ノ狀態ヨリ脱脚セシムルト共ニ大東亞經濟圈ノ一員タル立場ヲ取ラシムルコト

二 泰國政府ノ歐米人顧問ヲ解雇セシムルト共ニ本邦人經濟顧問ヲ備

具セシムルコト

ニ代フコト

三 泰國ノ經濟政策ノ樹立及實施ニ參與シ皇國トノ經濟的提携ヲ指導強化スル爲泰側ニ邦人ヲ加ヘタル經濟委員會其ノ他適當ナル機關ヲ

設立セシムルコト

四 泰國ノ關稅制度又ハ入國手續等ニ關シ本邦側ニ不利益ナル點ヲ漸次是正セシメ本邦人ノ經濟的活動ヲ自由濶達ナラシムルコト

五 日泰間ノ貿易ニ關シテハ泰國ヲシテ皇國ニ經濟的ニ全面依存セシムル方針ニ依リ兩國間ニ廣範圍ノ「バーター」協定ヲ締結スルコトトシ特ニ皇國ノ必要物資ニ關シテハ泰國ヨリノ優先的供給ヲ確實ナラシムルコト

右ノ爲必要アル場合ニハ泰國ヲシテ貿易管理ヲ實行セシムルコト

六 將來他ノ東亞諸地域ヲ併セ皇國ヲ中心トスル大金融圈ノ設定ヲ目標トシテ日泰間ノ金融關係モ之ガ一環タラシムルガ如ク努ムルコト  
皇國ノ指導及援助ノ下ニ泰國立銀行ノ育成ヲ計リ其ノ機能ヲ擴大運  
營セシムルコト

七 泰國ニ於ケル商業ニ關シテハ

(イ) 泰人ニ對スル商業教育ノ普及發展ヲ援助シ泰國民ノ商業的地位ノ確保向上ニ努ムルコト

(ロ) 邦商ノ發展殊ニ地方進出ヲ計リ日泰提携シテ泰國內ニ於ケル販賣購買機稱ニ進出スルコト

八 泰國ニ於ケル工業振興ノ立案及施設ニ對シテハ進ンテ本邦側ヨリ指導援助ヲ與フルノ方針ヲ執リ右實行ニ付テハ泰國ヲシテ入札制度ノ價行ヲ放棄セシメ皇國ノ資本、資材、技術ノ援助ヲ迎ガシムルガ如クセシメルコト

九 護謨、錫、棉花等泰國ニ於ケル皇國所安資源ノ開發ニ關シ我方技術及資本ノ進出ヲ計リ日泰提携ヲ強化擴充スルモノトス

十 鑛業權許可ニ對スル政府ノ制限的態度ヲ是正セシムルト共ニ許可鑛物（特ニ錫鑛）ニ對シ本邦業者ノ進出ヲ助長スベク不許可鑛物（法規上不許可鑛物ナシ）ニ對シテモ政府ヲ指導シ本邦業者ノ協力

ニ依リ開發ニ從事セシムルガ如ク指導スルコト

十一 泰國ニ於ケル栽培業ニ關シテハ土地法ヲ整備是正セシムルト共ニ土地所有權ヲ開放セシメ事業經營上特許ヲ要スル場合ハ之ヲ邦人側ニ對シテ許與セシムルガ如クシ日泰合辦經營ニ依リ皇國ノ必要品ヲ生産スル多角農業ニ誘導スルコト

十二 水産業ニ關シテハ外人ニ對スル沿海漁業禁止ニ關スル法規ヲ撤廢又ハ緩和セシメ漁業根據地ヲ開放セシムルト共ニ現狀ニ於テハ水産物ノ賣買加工ニ本邦人ノ進出ヲ計ルコト

十三 交通ニ關シテハ大東亞共榮圈確立ノ綜合的具體ヨリ左記事項ニ付指導援助ヲ與ヘ以テ皇國ノ指導的地位ヲ確立スルガ如ク措置スルコト

(4) 泰國海運ノ整備及日泰海運ノ秘密化

(ロ) 本邦及日泰合辦會社ニ依ル航空路ノ擴張、乘員及技術員ノ養成  
並ニ航空保安施設ノ整備

(ハ) 港灣ノ修築開放(特ニ盤谷港ノ改修、「シンゴラ」港ノ開放)

(ニ) 放送事業ノ整備擴充

(ホ) 本邦又ハ日泰協力ニ依ル通信事業ノ整備擴張

(ヘ) 道路鐵道ノ整備改善

十四 本邦人ノ企業的進出ニ關シテハ統制ヲ嚴ニシ計畫的ニ之ヲ行ハ  
シムルコト

右進出ハ泰國ノ經濟的獨立ヲ尊重スル建前ニテ進ムヲ要スルモ泰側  
ノ不當、不法ナル排外主義ハ匡正スル方法ヲ講ズルコト

十五 泰國ニ於ケル第三國ノ權益ニ關シテハ新規ノ設定ヲ許スルコト

ルト共ニ既存ノモノハ漸次之ヲ回收セシムル様泰側ヲ援助スルコト

十六 在住華僑ノ援蔣抗日態度ニ關シテハ泰當局ノ嚴重ナル取締ヲ要  
求スルト共ニ差當リ其ノ經濟的地位ニ鑑ミ大局的立場ニテ組織及資

力ノ利用ヲ策スベキモ將來ハ日泰兩國民ノ進出ニ依リ華僑ノ獨占的  
地位ヲ制肘スル如ク工作スルコト

十七 泰國ト滿、支トノ通商關係ニ付テハ皇國ノ指導ノ下ニ調和的發  
展ヲ計ラシムルコト





閣甲第一八一號

案起

昭和十六年五月九日

閣議決定

昭和十六年五月九日施行

昭和 年 月 日

內閣總理大臣



內閣書記官



內閣書記官



外務大臣

陸軍大臣



文部大臣



逓信大臣



厚生大臣



內務大臣



海軍大臣



農林大臣



鐵道大臣



小倉國務大臣



大藏大臣



司法大臣



商工大臣



拓務大臣



鈴木國務大臣



別紙企畫院總裁上申

昭和十六年度鐵鋼生產：閉スル

右閣議二供入

通牒案

昭和十六年五月九日

內閣書記官長

企畫院總裁宛

依命通牒

昭和十六年五月八日上申  
(企畫院上申) 第九六號 昭和

十六年度鐵鋼生產ニ関スル件別紙ノ  
通閣議決定相成候

(二)

昭和十六年五月九日

内閣書記官長

各省大臣

對滿事務局總裁

(内務、司法、文部、陸、海、農、林、商、工、礦、官、公、債、各局長)

興亞院總裁

昭和十六年度鐵鋼生產ニ関スル件別  
紙ノ通閣議決定相成候條依命此  
段及通牒候

内閣勅諭第百...

昭和十六年一月五日

通閣議決定相成候  
十六年度鐵鋼生產ニ関スル件別

(白井納)



主任 第四部 眞山 調査官

企畫院上甲第九六號

昭和十六年五月八日

企畫院總裁 鈴木 貞



内閣總理大臣 公爵 近衛 文磨 殿

昭和十六年度鐵鋼生産ニ關スル件

標記ノ件ニ關シ別紙ノ通閣議決定相成様致度此段及上  
申候

内閣

# 極秘

70

昭和十六年度鐵鋼生產ニ關スル件

一六五八  
企 畫 院

鐵鋼生產力擴充計畫ニ就テハ客年十二月二十七日ノ閣議決定ニ基キ銳意之ガ計畫實現ニ邁進中ナル處高度國防國家建設ノ重要基礎タル鐵鋼ニ關シ昭和十六年度ニ於ケル普通鋼々材ノ生產ハ目標ヲ四七六萬噸トシ關係各官廳ハ協力一致常時緊密ナル連絡ノ下ニ左記諸般ノ對策ヲ迅速確實ニ強行シ以テ本目標ノ達成ヲ期スルト共ニ更ニ之ガ目標突破ニ對シ格段ノ努力ヲ傾注スルモノトス

之ガ爲鐵鋼統制會ノ運用ニ關シテハ特別ノ考慮ヲ拂ヒ之ガ活用ニ努ムルモノトス  
一 生産

（一） 目標ヲ左ノ通豫定シ本目標ヲ物資動員計畫ノ供給力數量トスルモノトス

普通鋼々材 特殊鋼 鍛鋼 鑄鋼 鑄物	年間 (千瓩)				四半期別目標			
	第一四半期	第二四半期	第三四半期	第四四半期				
普通鋼々材	四、七六五	一、〇八九	一、二四六	一、二六五				
特殊鋼	三五〇	七七	八八	八八				
鍛鋼	一九〇	三九	四九	四九				
鑄鋼	二四七	六二	六一	六〇				
鑄物	九九七	二二九	二四〇	二六四				

(二) 準備對策

(1) 鐵 鑛 石

(1) 第三國鑛石へノ配船ヲ檢討シ其ノ一部ヲ移入及圖プロツク  
 へ轉換シ鐵鑛石ノ増送ヲ行フモノトス

(2) [REDACTED] 各地鑛石ノ海上輸送不可抗力減ニ依リ  
 必要ト認ムル場合ハ義務貯鑛ノ一時的融通ヲ爲シ得ルモノト  
 ス

(ロ) 普通銑

(1) 滿洲銑五〇萬地ノ對日供給ニ對シテハ日滿支一体トナリ之ガ實施ノ確實化ヲ期スルモノトス

(2) 滿洲銑、支那銑ニ減送ヲ來シタル場合ハ在庫及輸入ノモノニ依リ之ガ補填ヲ行フモノトス

(ハ) 屑鐵

(1) 特別回收二五萬地ニ對シテハ日滿支一体トナリ之ガ實施ノ確實化ヲ期スルモノトシ十七年度鐵鋼生產事情ヲ考慮シ本年度回收目標(六〇〇千地)ノ實現ヲ企圖スルモノトス

之ガ爲各官廳ハ責任アル努力並絶大ナル協力ヲ拂フモノトス

(2) 特別回收ニ減量ヲ來シタル場合ハ支那屑及輸入ノモノニ依リ之ガ補填ヲ行フモノトス

(ニ) 石炭

(1) 製鐵用炭ハ各需要部門ニ優先シ之ヲ確保スルモノトス



(2) 瓦斯コークス用内地炭ノ生産現状ニ鑑ミ特ニ之ガ増産ニ努ムルモノトス

## 二、配 當

(一) 物資動員計畫ノ配當額ハ生産目標（供給力）數量ト同量トスルモノトス

(二) 各四半期實施計畫ノ設定ニ當リテハ四半期生産目標ト計畫數量トニ増減アル場合ハ物資動員計畫各需要部門配當額ニ依リ之ヲ一率ニ比例配分スルヲ原則トス

(三) 前項計畫數量ト実績トニ増減アル場合ハ翌期ニ於ケル計畫數量ノ決定ニ當リ之ヲ調整スルモノトス

## 三、輸 送

(一) 月平均汽船積海上輸送量ハ石炭三七六一千噸、鐵鑽石六〇〇千噸、銑鋼二九四千噸計三六五五千噸ヲ確保スルヲ原則トスルモノトス

但シ原料銑鋼、鐵鑽石、原料炭ノ順ニ依リ機帆船ヲ含ミ極力船腹量ノ増加ニ努ムルモノトス

(二) 最少船腹ヲ以テ最大輸送量ヲ爲シ得ル如ク前項船腹量ヲ活用スルモノトシ下半年期用ニ對スル上半年期調整増送ノ製鐵用炭、鐵鑽石等ニ對シテハ計畫上特別ノ考慮ヲ拂フモノトス  
之ガ爲陸軍供出特別船ノ使用ニ當リテハ特ニ此ノ點ニ留意スルモノトス

(三) 前二項ニ基キ商工省ハ速ニ計畫ヲ定メ之ヲ遞信省ニ通知スルモノトス

遞信省ハ右計畫ニ基キ四半期又ハ年間ノ配船計畫ヲ定メ所要ノ指令ヲ爲スモノトス

右措置ハ概ネ六月上旬迄ニ之ヲ完了スルモノトス

#### 四 電力

(一) 製鐵用電力ハ各需要部門ニ優先シ之ヲ確保スルモノトス

(二) 左記ニ付テハ特ニ考慮スルモノトス

(イ) 電力調整ヲ必要トスルニ至リタル場合ハ逓信省ハ陸、海、商  
及企畫院ト事前ニ協議スル  
コト

(ロ) 防空訓練ニ當リテハ努メテ工場作業能率ヲ低下セシメザル如  
ク措置スルコト

五 勞務

商工省ハ速ニ勞務對策樹立ニ又關係官廳特ニ厚生省ハ之ガ實施ヲ  
容易ナラシムル如ク措置スルモノトス

六 技術

商工省ハ鐵鋼業技術者ノ調査ヲ行ヒ工場能率ヲ勘案シ適材適所主義  
ニ依ル配員ヲ實施スルモノトシ要スル場合陸海軍ニ協議スルモノトス  
七 價格及資金

昭和十五年十二月二十七日閣議決定ニ基キ速ニ所要ノ措置ヲ講ズル

重要事項  
樹立ニ

モノトス

ハ、其ノ他

(一) 加工業者ノ所有ニ屬スル現有不急鋼材ニ對シ交換又ハ買上ゲ等ノ措置ヲ講ズルト共ニ之ヲ急需部門ニ融通配當スル如ク處置スルモノトス

(二) 商工省ハ關係官廳特ニ陸海軍ト協議シ生産、配給及販賣業務ノ事務處理ヲ容易ナラシムル措置ヲ講ズルモノトス

極秘

70

昭和十六年度鐵鋼生産ニ關スル件  
附屬説明資料

別表第一

昭和十六年度鐵鋼生產計畫案  
 一、鑛石、普通銑、屑鐵、檢討

		鑛石							
銘生 外銑	銑產	計	砂 鐵	硫 化 滓	第 三 國	圓 ブ ロ ツ ク	移 入	供	
								內 地	給
	四六八二	九七八七	二五四	六六〇	三三三三	三一六〇	九三〇	一四五〇	
鍛、鑄、特 用	鑄物 用	計				製 銑 用	製 鋼 用	需	
								要	
	九九七	九三九七				七八八七	一〇〇〇	五一〇	
		供給計中三九〇 鑛用翌年度初頭貯						備考	

層 鐵									普通銑						
計	工場返層	一般回收	雙鋼原鐵	低磷銑	特別回收	輸入	圓ブロット	支那層	在廬	計	支那銑	現地取得	輸入	滿洲銑	在庫
三、五四二	一、六三五	八〇〇	二、八二二	一〇〇	二五〇	四〇〇	三五	一〇〇	三〇〇	五、四六三	五〇	六一	六〇	五〇〇	六〇
計					製鋼用	直接	フエロアロイ用	鑄物用	鍛、鑄、特用	計				製鋼用	
三、五四二					一、九四七	一七七	一六	一五七	一、二四五	五、四六三				四、一九一	

二 鐵鋼生産目標ノ檢討

普通鋼々材	四七六五
特殊鋼	三五〇
鍛鋼	一九〇
鑄鋼	二四七
鑄物	九九七

三 石炭ノ檢討

年間所要量

千瓩

基礎船腹ニ依ル入手量

不足量

製銑用	九一四七	八七七〇	三七七
製鋼用	一九八三	三八八三	一二〇
一般用	二〇二〇	三、八八三 <small>(製銑用以外下 同一率ヨリ算定)</small>	一、二〇

計(X)

一三一五〇

一二、六五三

四九七

A 特別船ニ依ル増送(Y) (下半年期ニ對スル上半年期調整約九二九) 九〇八



Y I X (翌年越貯炭用)

四一

四 昭和十七年ノ見透シ

(一) 十七年度初頭ヲ十六年度ニ比スレバ

製 銑 量

五五千瓩増(四月分)

右ニ對スル業務貯鐵

一一〇.....入手

三九〇

同 貯炭

一四九.....

四一一

(二) 十七年度間ノモノヲ十六年度ニ比スレバ

鐵 石

一三二〇千瓩増

石 炭

一七八八 増

計

三一〇八 増

右ニ對スル對策

(一) 混銑率ノ増大

(二) 船腹量ノ増加

(1) 運鑛船ニヨルモノ

積荷七千五百吨

年航海回数

二〇二五

一五隻

一八回

(2) 能率増加ニヨルモノ

一五九七

海上輸送能力増強對策ニヨリ十六年度使用船舶(鑛石七二〇〇千吨及製銑用炭八七七〇千吨計一五九七〇千吨)ノ能率増加一割

(2) 輸送力

增加船腹量

鑛石	一、三二〇	運鑛船	二〇二五	運鑛船	二〇二五
石炭	一、七八八	能率増加一〇%	一、五九七	能率増加五%	七四七
計	三、一〇八		三、六二二		二、八七二

別表第二

第三回鐵鑽石配船ノ檢討ニヨル増送表

一 稼行率比較

馬來	比島	佛印南支	中支	(連雲)支	滿洲	朝鮮
0.67 (2.00)	0.91 (1.00)	1.00				
		0.90				
			1.35			
				1.35		
					1.95	
						2.50

三 船腹轉換増送量

馬	比	佛	南	中	北	滿	朝	差
來	島	印	支	支	支	洲	鮮	引
△三五	△五六	一〇	二〇	三五	五	一〇	五〇	三九
年 間 増減 A		D 才換算 B		B 1 C		C 才換算 D		
比島 △五六萬地		六二		四六		三九		
		五二		二六		四		
		五六		四六		二・七		
馬來 △三五萬地		D 才換算 B 1		B 1 C 1 A		C 才馬來 2 換算 D 1		
		七〇		七〇		七〇		
		六九		六八		六三		
		三四・五		三〇		一七		
		三五		一七		一七		

三 殘余船腹馬來一七萬地ニヨル利用

英 蘭 比 馬				
印 印 島 來				
○ · 三 六	○ · 六 七	○ · 九 一	○ · 六 七	稼 行 率
四 · 三	銑 · 五	屑 鐵 五	屑 鐵 五	增 送
四 · 三	一 三	二 三		換 算
○	八	一 八		差 引
○	八	一 三	一 七	馬 來 換 算



閣甲第一七四號

案起

昭和十六年五月

日

閣議決定

昭和十六年五月九日

施行

昭和

年 月

日

內閣總理大臣



內閣書記官長



內閣書記官



外務大臣

松本

陸軍大臣

荒瀬

文部大臣

高橋

逓信大臣



厚生大臣

廣田

內務大臣

高橋

海軍大臣



農林大臣

高橋

鐵道大臣

廣田

小宮國務大臣



大藏大臣



司法大臣

木下

商工大臣

廣田

拓務大臣

廣田

鈴木國務大臣



別紙企畫院總裁上申

物價對策審議會改組等方針要綱

及同審議會運用方針ニ關スル件  
右閣議ニ供ス

通牒案

昭和十六年五月九日

内閣書記官長

企畫院總裁宛

依命通牒

昭和十六年五月七日上申  
(企畫院上申) 第九三號 物價

對策審議會改組等方針要綱及同審議會運用方針<sup>ニ</sup>關スル件別紙、通閣議決定相成候

(二)

昭和六年五月九日

內閣書記官長

各省大臣

法制局長官

對滿事務局總裁

宛(各通)



興亞院總裁

物價對策審議會改組等方針要綱及  
同審議會運用方針<sub>ニ</sub>關<sub>ニ</sub>別紙ノ通閣  
議決定相成候條依命此段及通牒候

主任 山越文書課長

企畫院上申第九三號

昭和十六年五月七日

企畫院總裁 鈴木貞



內閣總理大臣 公爵 近衛文麿 殿

物價對策審議會改組等方針要綱  
及同審議會運用方針ニ關スル件

物價對策審議會改組等方針要綱及同審議會運用方針別紙ノ通決定相  
成樣致度此段及上申候

閱甲一七四

內閣



物價對策審議會改組等方針要綱

第一 方針

現在、物價對策ニ關シ特ニ重要ト認メラルルハ

(イ) 生産、配給、消費、資金、勞力、運輸等各般ニ亘ル綜合的物價對策、樹立

(ロ) 物價對策、實施ニ關スル各廳事務、綜合調整

(ハ) 物價對策、樹立及實施ニ對スル民間、智識經驗、活用並ニ民間各層、組織的ナル協力

ノ三點ナリ而シテ右(イ)及(ロ)ハ當然政府機關、職責ニ屬シ且政府機關ニ非レバ之ヲ爲シ難キ所ナルニ拘ラズ從來稍モスレバ政府自ラ責任ヲ採ル、指導的態度明確ヲ缺クテ憾アリ、民間亦コレニ熱意ヲ有スルキ責任、權限ノ之ニ伴ハザルモノアリ、斯クテ官民各其ノ本分ニ應ジテ其、職能ヲ果テ、態度ニ於テ十全ナラザルモノアリタルコトハ物價對策、完遂ニ支障甚ナキナラザリシモ、認テラル

依テ前記(イ)及(ロ)ニ關スル政府ノ態度ヲ積極化スルト共ニ、民間ノ職能分野タル(ハ)ニ關スル體制ヲ整備シ、兩々相俟チテ、物價對策ノ強化且完璧ナル遂行ヲ期セントス

### 第三 要領

#### 一、政府機構ノ整備

1 綜合的物價對策ノ樹立及之ガ實施ニ關スル各廳事務ノ綜合調整ニ當ルベキ企書院ノ機構ヲ強化充實ス

2 企書院主管部ト各省主務部局トノ連絡ヲ一層緊密化ス

#### 二、民間ノ智識經驗ノ活用

1 企書院委員制度ヲ活用シ企書院ニ於ケル物價政策ニ關スル調査立案ニ參書セシム

2 必要ニ應ジ物價關係委員ヲ以テ事實上委員會ヲ組織セシム

3 委員ハ各界層ヨリ適任者ヲ選任ス

#### 三、民間指導者ノ協力組織

右組織トシテハ現在、物價對策審議會ヲ改組シテ之ニ充ツ

第三、物價對策審議會、改組

一、審議會、權限ハ現行官制通リトス但シ政府、物價政策ニ對スル

民間指導者、協力組織體タラシムルガ如ク運用ス

之ガ爲政府、諮問事項ハ從來包括的ナリシヲ改メ具體的ナラシム

二、副會長二人ヲ置キ國務大臣中ヨリ之ヲ勅命ス

三、國務大臣及內閣三長官中ヨリ委員ヲ勅命スル制度ヲ廢シ學識經

驗者、ミ、中ヨリ內閣ニ於テ之ヲ命ズルコトトス

委員ハ民間、各界、指導的地位ニアル現役者ヲ選任ス

委員數ハ必要ニ應ジ適宜増加ス

四、關係各大臣、出席及意見陳述權ニ關スル規定ハ之ヲ削除ス

五、幹事ハ關係各廳高等官ニ限ル

備考 物價對策審議會、改組ニ對應シ價格形成中央委員會、機構ニ

必要ナル改正ヲ行フモノトス



物價對策審議會運用方針（諒解事項）

- 一、物價對策審議會ハ政府ノ物價政策ニ對スル民間指導者ノ協力組織體タラシムルヲ本旨トス
- 二、政府各廳ノ施策ニシテ物價政策ニ關スル綜合的的基本的事項（運賃、賃金等ニ關スル重要事項及石炭、鐵、米等重要物資ノ價格政策ニ關スル重要事項ヲ含ム）及物價政策ト之ニ密接ナル關聯ヲ有スル他ノ經濟政策トノ調整ニ關スル重要事項ハ原則トシテ本審議會ニ諮問スルモノトス但シ機密又ハ急ヲ要スル事項ニ付テハ此限ニ在ラズ
- 三、審議會ニ諮問スベキ事項ハ豫メ企畫院ニ於テ關係各廳ノ意見ヲ取り纏メタル上審議會ノ議ニ付スルモノトス前掲ニ、但書ニ依リ付議ヲ避クル事項ハ關係廳協議シテ之ヲ決定スルモノトス
- 四、各廳ノ措置ニシテニ、事項ニ重要ナル影響ヲ及ボスベキモノニ付テハ情況ニ應ジ物價對策審議會ニ示シテ其ノ意見ヲ徵スルモノトス
- 五、物價對策審議會ト各省ニ於ケル物價、賃金、運賃等ニ關スル委員

會等ト、間ニ審議事項、重複ヲ避ケル爲物價對策審議會及各省委員  
會ノ運用ニ當リ充分留意スルモノトス

極秘

一九

閣甲第一九七號

案起

昭和十六年五月九日

閣議決定

昭和十六年五月三十日施行

昭和 年 月 日

內閣總理大臣



內閣書記官長



內閣書記官



外務大臣

佐

陸軍大臣

為

文部大臣

五

遞信大臣



厚生大臣



內務大臣

正

海軍大臣



農林大臣

三

鐵道大臣



小倉國務大臣



大藏大臣



司法大臣

五

商工大臣

五

拓務大臣

五

鈴木國務大臣



別紙企畫院總裁上申  
生護謨ノ輸入確保方策ニ關スル件



右閣議ニ供ス

通牒案

昭和十六年五月三十日

(一)

内閣書記官長

企畫院總裁宛

依命通牒

昭和十六年五月二十九日上申(企畫院上申)生

護謨ノ輸入確保方策ニ關スル件上申(第一二二號)

通閣議決定相成候

(二)

昭和十六年五月三十日

内閣書記官長

商工大臣	海軍大臣	陸軍大臣	大藏大臣	外務大臣
------	------	------	------	------

宛(各通)

逵信大臣

拓務大臣

對滿事務局總裁

興亞院總裁

生護謨ノ輸入確保方策ニ關シ別紙

ノ通閣議決定相成候條依命此段及

通牒候

主任 第四部第一課 眞山 調査官

企畫院上申第一一一號

昭和十六年五月二十九日

企畫院總裁 鈴木 貞



內閣總理大臣 公爵 近衛 文麿 殿

生護謨ノ輸入確保方策ニ關スル件

生護謨ノ輸入確保方策ニ關シ別紙ノ通閣議決定相成様  
致度此段及上申候

閣甲一九六

內閣

# 極秘

生護謨ノ輸入確保方策ニ關スル件

時局下ニ於ケル護謨ノ重要性及取得ノ現状竝ニ十六年度需給見込ニ鑑  
ミ日滿北支ニ於ケル護謨ノ確保及獨逸向通過護謨ニ對スル協力ニ關シ  
左記方策ヲ確立シ之ニ基キ速ニ我方ニ有利ナル解決ヲ期スルモノトス

記

## 一、根本方策

(一) 日滿北支ニ於ケル護謨ノ月平均需要量ヲ最低四六〇〇噸ト豫定  
シ之ガ確保ヲ期スルト共ニ更ニ之ガ増加取得ニ努ムルモノトス  
右最低量ノ取得狀況ト睨ミ合セ獨逸向通過護謨ノ輸送協力ヲ行フ  
モノトス

(二) 日滿北支ノ護謨買付ハ日本主務官廳ニ於テ之ヲ統制スルモノト  
シ數量ノ割當ハ關係官廳協議ノ上企畫院ニ於テ之ヲ行ヒ資金及支  
拂ニ關シテハ企畫院、大藏省、商工省、拓務省、對滿事務局、興

亞院間ニ於テ協議ノ上決定スルモノトス

(三) 護謨生産地ニ於ケル邦人又ハ邦人商社ハ在外公館又ハ中央主務官廳ノ指示及諒解ヲ得ズシテ護謨ノ買付流出ヲ爲シ得ザルコトトシ右ニ違反シタル行爲アル場合ハ政府ハ直ニ之ガ召還、營業停止等ノ措置ヲ講ズルモノトス

(四) 邦船ノ使用ハ在外公館又ハ中央主務官廳ノ證明アル護謨ニ限ルモノトス

(五) 華僑及第三國人ノ利用ニ關シテハ機構、爲替許可、通信連絡等ニ特別ノ考慮、支援ヲ爲シ且之ガ運用ハ特ニ關係大ナル官廳ノミニ限定シ秘密扱トスルモノトス

(六) 蘭印護謨ニ對シテハ

(イ) 對日現在指定量月一六五〇吨ノ發注ヲ繼續シ之ガ輸出許可ノ取得ニ努ムルモノトス

(ロ) 交渉中ノ年間要求量三〇〇〇〇吨ノ目的達成ニ格段ノ努力ヲ

ナスト共ニ交渉上必要ト認ムル場合ハ樞軸向ニアラザル旨ヲ政府トシテ保證スルノ手段ヲ講ジ之ヲ輸出許可取得上ニ利用スルモノトス

(七) 馬來護謨ニ對シテハ

從來通ノ發注ヲ繼續シ外交措置ニ依リ輸出許可ノ取得ニ努ムルモノトス

(八) 佛印護謨ニ對シテハ

(イ) ヴイシー政府ニ對シ今次協定量一五〇〇〇吨ノ早急ナル履行ヲ強要スルト共ニ之ガ增量交渉ヲ執拗ニ繼續シ一五〇〇〇吨ノ目的達成ニ努ムルモノトス

(ロ) 獨政府ニ對シヴイシー政府ニ與ヘタル米國向ケ一〇〇〇〇吨ノ諒解ヲ取消サシメ對日向ケトナサシムルモノトス

(ハ) 日獨佛三國間ニ月別割當量ヲ協定スルモノトス

(九) 泰護謨ニ對シテハ

泰ニ對シ生産増加ヲ爲サシムルト共ニ輸出許可制ヲ實施セシメ生産量ノ八〇%以上ヲ對日供給ニ確約セシムルモノトス  
右交渉上必要トスル場合ハ對泰石油、鋼材、機器等泰ニ於テ當面緊要トスル物資ノ供給確約ニ付特別ノ考慮ヲ拂フモノトス  
(H) 其ノ他諸國ノ求償護謨ニ對シテハ  
求償全額ノ取得ハ勿論更ニ之ガ增量ニ努ムルモノトス  
ニ 應急方策

- (一) 獨逸向通過護謨ノ一時借用ノ措置ヲ講ズルモノトス
- (二) 用途別檢討ヲ加ヘ消費規正ヲ行フト共ニ必需物資ノ代替生産計畫ヲ樹立實施スルモノトス
- (三) 中少ゴム工場ノ整理統合ヲ行フモノトス
- (四) 屑及故製品ノ特別回收利用方策ヲ樹立スルモノトス



参考  
通必

生護誤ノ輸入確保方策ニ關スル説明資料

護謨ノ需給現狀

一、主ナル用途

軍備ノ近代の機械化及生産力擴充上不可缺ノ重要物資ニシテ

(一) 軍需用トシテハ

航空機用、戦車用、自動車用、潜水艦電池用、チューブ用、電氣機器用等凡ユル重要兵器用ニ

(二) 生産力擴充用トシテハ

ベルト、パツキング、コンベヤー、電氣機器用等凡ユル動力源用ニ

(三) 軍需、生擴等ニ對スル附帶用トシテハ

地下足袋、ゴム靴、防水衣等ノ勞務用、トラック、自動車、リヤカー等ノ輸送交通用、糶摺、ロール等ノ農業用

ニ使用セラレ之ガ需給ニ不均衡ヲ來ス場合ハ直チニ國力運營上極メテ重大ナル結果ヲ招來スルモノナリ

二、取得ノ現状

產地ハ蘭印、泰、馬來、佛印ニ局限セラレ且必要不可缺ナル物資ナルガ爲列強特ニ獨、蘇、米ノ異常ナル暗躍、買付ニヨリ、日本取得ハ著シク困難トナリ需給上窮迫ノ状態ニ陥レリ

即チ

(一) 蘭印ニ付テハ英米勢力下ニ在ル現在左ノ如キ狀況ニシテ目下ノ

處取得見込ナシ

(1) 對日供給指定量月平均一、六五〇（取得見透一〇）

(2) 日蘭印交渉中ノ日本要求年三〇、〇〇〇瓏ナリシモ五月二十日

修正ニ〇、〇〇〇瓏トス（蘭印回答一九八〇〇瓏ナルモ(1)ノ狀況

ニ鑑ミ取得見込疑問）

(3) 樞軸向取得 見込ナシ

(二) 馬來ニ付テハ英勢力下ナルヲ以テ目下ノ處日本向、樞軸向共取得見込ナシ

(三) 佛印ニ付テハ一九四一年度ニ於テ一五〇〇〇地(三五〇〇〇地迄ノ増額ニ關シ  
更ニ交渉ノ余地ヲ殘置ス)對日供給ノ協定ヲ見タルモ獨乙ノ買占メ  
ニ依リ五月皆無、六月三五〇〇地七月一五〇〇程度ハ取得可能ノ  
見込ナリ

右ニ關聯シ日本通過獨乙向ゴムノ中三五〇〇地程度ヲ對日貸與方  
交渉中ナリ

(四) 泰ニ付テハ獨、蘇ノ買付漸次猛烈トナリシタメ日本内需用ノ大  
量取得困難ナルモ目下左記方策ヲ講ジ買付ニ努力中ナリ

(1) 買付機構ノ整備

(イ) 現地同業組合ノ秘密結成

(ロ) 邦船使用ノ制限

(ハ) 内外地及滿支ニ於ケル買付ノ一元化

(2) 泰政府竝ニ要人トノ折衝

(3) 華僑ノ秘密利用